

兵庫、平 2 不 3、平 3.9.27

命 令 書

申 立 人 全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部

被申立人 株式会社藤友建設

主 文

- 1 被申立人会社は、申立人組合の組合員 A 1 を土木作業員から生コンクリート・ミキサー車の運転手に復帰させなければならない。
- 2 被申立人会社は、本命令書写し受領の日から 7 日以内に、下記内容を横 1 メートル、縦 60 センチメートルの木板に墨書し、これを生コン部工場内の見やすい箇所に 10 日間掲示しなければならない。

記

平成 年 月 日

全日本運輸一般労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長 A 2 殿

株式会社 藤友建設
代表取締役 B 1

株式会社藤友建設が、貴組合北摂統合分会藤友班所属の組合員 A 3 氏を解雇し、A 1 氏及び組合員であった A 4 氏を土木作業員に職種変更し、組合員 A 5 氏を土木作業に従事させたことは、組合に対する支配介入であるとして、兵庫県地方労働委員会から労働組合法第 7 条第 3 号に該当する不当労働行為であると認定されました。

よって、当社は、今後このような行為を行わないことを約束します。

理 由

第 1 認定した事実

1 当 事 者

(1) 申立人全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部（以下「組合」という。）は、生コンクリート・ミキサー車（以下「ミキサー車」という。）運転手らにより組織された労働組合であり、傘下に 94 の分会を有し、本件申立て時の組合員数は、約 900 名、審問終結時の組合員数は、約 900 名である。

なお、組合には被申立人株式会社藤友建設（以下「会社」という。）に勤務するミキサー車運転手で組織する組合北摂統合分会藤友班（以下「分会」という。）があり、本件申立て時の分会員数は 5 名、審問終結時の分会員数は 4 名である。

(2) 会社は、肩書地に本社を、兵庫県川西市下加茂2丁目77-1に生コン部工場（以下「工場」という。）を置き、本社では、土木工事請負業を、工場では生コンクリート製造・販売業を営んでいる株式会社で、本件申立て時の従業員数は18名、審問終結時の従業員数は19名である。

2 分会の結成

(1) A3（以下「A3」という。）は、会社において、賃金が日給制であり、有給休暇は2年に1日しか付与されないなど、労働条件が劣悪であるため、これを改善する目的のもとに、平成2年4月20日過ぎごろから分会結成の準備活動を始め、会社従業員に順次呼び掛けて賛同者を増やしつつ、学習会を行いながら、同年6月中旬ごろに分会を結成する予定をしていた。

(2) 平成2年5月22日午後5時過ぎ、A3、A4（以下「A4」という。）、A1（以下「A1」という。）、A5（以下「A5」という。）、A6ら分会結成に賛同していた者が、工場の社長室に呼び出され、会社代表取締役B1（以下「B1社長」という。）から、組合を作ったら土方に飛ばす、組合など作らなくても臨時ボーナスを出してやるなどと言われた。

(3) この知らせを聞いたA7組合北摂統合分会長（以下「A7統合分会長」という。）らは、分会の結成を急ぐこととし、平成2年5月23日午前7時、会社近くのファミリーレストランの駐車場で、加入予定者から組合加入書を受け取って分会を結成し、午前8時に会社に入り、A8組合副委員長（以下「A8」という。）、A9組合執行委員（以下「A9」という。）、A7統合分会長3人が、会社社員B2（以下「B2」という。）に対し、分会が結成されたこと、結成に当たっての説明をしたいとの申し入れを行った。分会の役員構成は、班長A3、副班長A4、書記長A5であった。

(4) 出社したB1社長は、組合の結成通知書等を見て、会社従業員で誰が組合員であるかと尋ねて組合員名簿の提出を求め、組合の提出した名簿を見て、A4は口が悪い、雨の日に賭博的行為をする、競馬新聞を社内で読んだりして風紀を乱す、A1は目が悪く、事故を起こした等の理由を挙げ、2人は解雇だ、この2人は別だと発言した。

(5) A7統合分会長らは、同社長の発言は、分会の結成を通告されて逆上し、とっさに口走ったものだと判断し、約2時間にわたり、社長を説得したところ、社長も上記発言を撤回するに至った。

(6) そこで組合は、①会社は、従業員に対し、組合員であること、組合に加入しようとすることを理由に、解雇その他不利益な扱いは行わない、②組合員の身分、賃金、労働条件の問題については、事前に組合と協議し、労使双方同意の上円満に実施する、③組合の掲示板は設置する、組合事務所は現状では場所の問題があり、引き続き協議する、④基本要求的4項目については、趣旨を理解する、との内容の確認書を作成し、B1社長とA8がこれに署名した。

- (7) 平成2年5月29日、第1回の団体交渉が行われた。組合は会社に対し、
- ①労働時間の短縮について、就労時間は午前8時より午後4時とし、拘束8時間、実労7時間とすること（昼食時間1時間）、
 - ②有給休暇については、労働基準法どおり初年度6日とすること、
 - ③健康診断は年1回実施すること、
 - ④基準内賃金を1ヶ月30万円とすること、年功格差は1年につき1000円とすること、
 - ⑤年間休日は、104日とすること、
 - ⑥組合用務について、年間27日を保障すること、
- との内容の要求書を提出し、その説明だけで団体交渉は終了した。

3 A3の解雇とその撤回

- (1) 平成2年6月16日A7統合分会長、A9、A3、A4の4名が出席して、第2回団体交渉が行われた。会社は、同年5月29日の組合要求に対して、
- ①就労時間は、午前8時から午後5時まで、休憩1時間とする、
 - ②有給休暇は、初年度3日とする、
 - ③健康診断を実施する、
- その余の要求は認められないと回答した。

- (2) 団体交渉終了後、B1社長はA3に対し、会社を誹謗中傷した、会社を乗っ取るようなことを非組合員に言ったことを理由として、「18日から来んでもよい。」と解雇を通告した。

B1社長の発言は、非組合員からA3が会社がつぶれたり、閉鎖したりしたら別のオーナーを見つけて、組合と協力して会社を運営したらいいと発言したと伝え聞いたことを理由とするものであったが、A3の発言は、会社従業員から、組合を作った場合社長が会社をつぶしたらどうするのかと尋ねられ、「それは大丈夫や、よそでも、ほかが代表になって会社が成り立っているところがある。」というものであった。

- (3) B1社長は、団体交渉の帰路、工場1階の運転手待機室で、A3のタイムカードを靴べらのように靴に差し込み、「A3のタイムカードは靴べらや。」と言って、タイムカードを持ち去った。

- (4) A3は、平成2年6月18日以降就労を拒否されたので、毎日出社し仕事をさせるように要求するとともに、神戸地方裁判所伊丹支部に、地位保全の仮処分を申し立てた。

- (5) 平成2年7月2日、会社はA3に対し、書留内容証明郵便で解雇通知をした。その内容は、「貴殿は当社得意先に対し粗暴な言動をなし、又勤務中に賭事をするなど勤務態度が悪く、又会社が倒産したり事業を廃しても他に雇主を求めたらよいなど、従業員にあるまじき言をなした。貴殿に対し上司から度々厳重に注意したのに全く改めない。よって本年6月16日付けをもって口頭で解雇の通知をしたものであるが、本書をもって重ねて通知する。」というものであった。

- (6) 会社は、平成2年7月9日、上記仮処分の第1回審尋期日において、裁判官の面前で、A3の解雇を撤回し、翌日以降同人を通常どおり就労させるに至った。

4 A 4 に対する解雇、その撤回及び職種変更

- (1) 昭和62年4月15日、A 4 はミキサー車運転手として会社に採用された。
- (2) 前記2の(4)、(5)で認定したとおり、B 1 社長は平成2年5月23日分会の結成通知を受けた際、A 4 の賭博的行為等を理由に同人を解雇する旨発言し、その後これを撤回したが理由とされた賭博的行為は、休憩時間や手待ち時間に会社従業員が行っていたトランプ遊びで、B 2 をはじめ従業員のほとんどが行っていたものであった。
- (3) 平成2年6月16日、第2回団体交渉の終了後、B 1 社長はA 4 に対し、口が悪いのが全然直っていないとの理由で25日付けで首にすると発言した。
- (4) 平成2年6月19日、B 1 社長はA 4 からミキサー車の鍵を取り上げ、首は撤回するから土木に行けと指示した。A 4 は、土木現場に出向いたが、昼ごろ腰が痛いと言って帰社し、B 1 社長に昼から休ませてほしいと申し出た。
- (5) 平成2年6月20日、組合は会社に対し、①A 3 の不当解雇を6月21日までに撤回し、ミキサー車に乗務させること、②A 4 をはじめ組合員に対し、不当差別の一方的職種変更をしないこと、③6月22日までに団体交渉を開催し、労使の正常化と労働者の切実な要求に対し誠意ある回答を要請するとの内容の抗議文を提出した。
- (6) 平成3年2月25日、A 4 は、組合を脱退するとともに、会社を退職した。

5 A 1 に対する解雇、その撤回及び職種変更

- (1) 昭和63年8月15日、A 1 はミキサー車運転手として会社に採用された。
- (2) 昭和63年9月15日、A 1 は駐車中の車に接触事故を起こした。平成元年12月4日、A 1 は、スピードの出し過ぎのため、道路左側道の木に衝突事故を起こした。平成元年12月15日、A 1 は後方確認を怠ってバックし、停車中の車に接触事故を起こした。
- (3) 会社は、上記の事故当時、始末書の提出等の処分をしなかった。
- (4) A 1 は上記事故の弁償のため、その一部として平成2年1月支給の臨時ボーナス10万円のうちから5万円を会社に支払った。
- (5) 前記2の(4)、(5)で認定したとおり、B 1 社長は平成2年5月23日分会の結成通知を受けた際、A 1 は目が悪く、事故を起こしたことを理由に同人を解雇する旨発言し、その後これを撤回した。
- (6) 平成2年6月16日、第2回団体交渉の終了後、B 1 社長はA 1 に対し、「おまえもう、25日から来んでもいいぞ。」と解雇を言い渡した。
- (7) 平成2年6月19日、B 1 社長は、A 1 に対し、土木作業をするのであれば、解雇を撤回する趣旨の発言をした。
- (8) 平成2年6月23日A 1 が事務所の待機場所で待機していると、B 1 社長が2階の社長室から降りてきて、「A 1、おまえもう月曜日から来んでええ、月曜日に保険証を持って給料だけとりに来い。」と言った。B 1 社

長が2階に上がったので、A1が理由を聞きに2階に上がると、B1社長は、「おまえ目が悪いから、うちらそういう運転手要らんから解雇や。」と告げた。

A1はこれに対し、そんな急に解雇やといわれてもどうしようもないですから、何か仕事をさしてくれと言うと、B1社長はA4も行ったんで土木へ行けと言った。

- (9) さらに、A1は、B1社長に土木の仕事をするんだったら書けと言われて、首になるのを恐れて、「土木工事でも仕事がしたいのでお願いします。」との申入書を書き、会社に提出した。
- (10) 平成2年6月25日、会社はA1をミキサー車運転手から土木作業員に職種変更した。A1は、以後引き続き土木作業に従事している。
- (11) 平成2年9月4日、A1は「自動車を運転する上で支障はない。」との医者 の 証明書 を もらって、会社に提出した。

6 A5の土木作業への従事

- (1) 会社は、A5がミキサー車運転手として入社後まもなく、葬式費用の一部20万円を毎月2万円ずつ返済するという約束で貸し付けたが、その残金が平成2年6月25日の給料日現在、14万円あった。
- (2) B1社長は、同日の給料日に、残金の14万円を全部天引きした。
- (3) また会社は、A5を平成2年7月6日から7月17日まで土木作業に従事させた。

7 土木作業員への職種変更の不利益性

- (1) ミキサー車運転手と土木作業員では、次のような違いがある。
 - ①ミキサー車運転手が5トン車のミキサー車に乗務すると大型手当がつくが、土木作業員には手当がない、
 - ②ミキサー車運転手は午後5時を過ぎると残業手当がつくが、土木作業員には残業手当がない、
 - ③仕事がなく1日の途中で帰る場合、ミキサー車運転手は1日分の賃金が支給されるが、土木作業員は1日分の賃金の4割がカットされる。
- (2) ミキサー車運転手である従業員にとって、土木作業はミキサー車の運転に比べて体力を要し、夏は炎天下で、冬は寒風の中で、作業に従事しなければならない。

第2 判 断

1 A3の解雇について

(1) 当事者の主張

組合は、会社が平成2年6月16日A3に解雇を通告したことは、根拠のない噂を口実になしたもので、同人に対する不利益取扱いであるとともに、組合に対する支配介入であると主張し、会社は、同人の解雇は、同人のB1社長に対する誹謗中傷を理由としたもので、不利益取扱いや支配介入の意図はなかったと主張する。

(2) 当委員会の判断

ア A3は、分会結成の準備段階から結成に至るまで中心的役割を果た

- し、分会結成と同時に班長に就任した者であった[第1の2(1)、(3)]。
- イ 会社は、分会結成通告の当日、組合との間で、組合員であることを理由に解雇その他不利益な扱いは行わない、組合員の身分等については、事前に組合と協議し、労使双方同意の上円満に実施するとの確認書を締結しているのに[第1の2(6)]、A3の解雇はこの合意に反して行われているし、A3に対し、発言の存否と内容を確認すれば真相は直ちに判明するはずであるのにこれすらもしていない。
- ウ またB1社長は、A3に解雇を通告した帰路、A3のタイムカードを靴べらのように靴に差し込んだ後、タイムカードを持ち去り、同人に対する嫌悪の念を表している[第1の3(2)、(3)]。
- エ 以上の事実を総合すれば、A3に対する解雇は、B1社長が、組合と分会の中心人物であるA3を嫌悪して同人に不利益を与え、かつ、組合に打撃を与えようとしてなした行為であったと認めざるを得ない。
- 2 A4の職種変更について

(1) 当事者の主張

組合は、会社が平成2年6月19日、A4を土木作業員に職種を変更したのは、同人に対する不利益取扱いであると同時に組合に対する支配介入であると主張する。

会社はこれに対し、A4は言葉使いが粗雑かつ乱暴であり、現場で会社の安全規則を守らず、得意先の指示にも従わず、会社内で賭博的行為をして他の従業員を誘い込むなど会社の規律を乱す行為があったから、平成2年5月22日解雇を予告したが、翌23日分会結成の通告を受けた際、組合役員のとりになしで様子を見ることにしたにもかかわらず、依然、態度が改まらなかったので、6月19日に土木作業員に職種を変更したものであると主張する。

(2) 当委員会の判断

ア 会社は、平成2年5月22日A4に解雇を予告したと主張するが、当日は、B1社長がA3、A4、A1、A5ら分会結成に賛同していた者を呼び出し、組合を作ったら土方に飛ばす、組合など作らなくても臨時ボーナスを出すなどと申し向けて組合の結成を思いとどませようとしたものであって、A4とA1に対する解雇予告はなかったものと認められる[第1の2(2)]。

会社の主張によれば、当日は従業員に対し一層の努力を促し、利益を従業員に還元したいと訓示したというのであるが、そうであればなおさら、他の者の前で、特定の者にのみ解雇を予告するのは不自然であるし、予告の場合に当然あるべき30日以上先の解雇日を明示した証拠もない。また、組合が、翌日の分会結成通告の前に、A4らに対する解雇予告を問題視していた形跡もない。

したがって、B1社長がA4とA1を解雇する旨発言したのは、平成2年5月23日、組合から分会結成の通告を受けた後、組合員名簿の

呈示を受け、分会に両名が加入していることを確認した後であったと認めるのが相当である〔第1の2(4)〕。

イ また会社は、分会結成の通告を受けた日は、A4とA1の解雇を撤回する旨発言していないと主張するが、同日組合との間で締結した確認書中には、両名を除外する旨の記載がないのであるから〔第1の2(6)〕、B1社長は、組合役員の説得により、同日とっさに口走った両名の解雇を撤回したものであり〔第1の2(5)〕、確認書に記載された事項は、以後両名についても適用されることとなったものと認めるべきである。

ウ B1社長は、平成2年6月16日、A4に対して同月25日付けで解雇する旨を通告し、次いで6月19日、首を撤回するから土木へ行けと指示したが〔第1の4(3)、(4)〕、いずれも確認書による組合との協議を行っていない。

エ 以上の事実に加えて、会社がA4を解雇し、あるいは職種変更した理由として挙げる諸事実が、分会結成通告前に、文書による注意、始末書の提出等の対象とはされていないこと、A4に対する通告が、解雇、撤回、解雇、職種変更と一貫性を欠いていること、ミキサー車運転手から土木作業員への職種変更により、手当額が減少し、賃金カットの機会が多くなり、作業環境も厳しくなること〔第1の7(1)、(2)〕等を併せ考えると、平成2年6月19日、B1社長がA4に対してなしたミキサー車運転手から土木作業員への職種変更は、分会の存在を嫌悪する社長が、分会員であるA4に対してなした不利益取扱いであるとともに、組合に打撃を与えようとした支配介入行為であると判断される。

3 A1の職種変更について

(1) 当事者の主張

組合は、会社が平成2年6月25日A1を土木作業員に職種を変更したのは、同人に対する不利益取扱いであると同時に組合に対する支配介入であると主張する。

会社はこれに対し、A1は目が悪く、入社後3回の事故を起こして運転手としての適格性に欠けていたので解雇を通告したが、同人が土木作業員でもよいかと申し入れたので職種を変更したと主張する。

(2) 当委員会の判断

ア 会社は、平成2年5月22日A1に解雇を予告したと主張するが、その事実は認められず、解雇する旨発言したのは、翌5月23日の分会結成通告当日であったことは、第2の2(2)アで判断したとおりである。

イ また、会社が当日のA1に対する解雇発言を取り消し、組合との間で確認書を作成したこと、したがって、確認書記載事項がA1についても適用されることとなったことは、第2の2(2)イで判断したとおりである。

ウ B 1 社長は、平成 2 年 6 月 16 日 A 1 に対し解雇を通告し、6 月 19 日に土木作業をするのであれば解雇を撤回する旨を告げ、6 月 23 日に再度解雇を通告し、6 月 25 日、A 1 に土木作業員に職種変更を命じたが [第 1 の 5 (6)、(7)、(8) 及び(10)]、いずれも確認書に基づく組合との協議を経ていない。

エ 他方、会社の主張する A 1 の 3 回の事故は、いずれも物損事故であり [第 1 の 5 (2)]、始末書の提出すら求めておらず [第 1 の 5 (3)]、弁償金の一部を受領している上 [第 1 の 5 (4)]、A 1 の目についても、医師が自動車の運転に支障はないと証明する程度のものであるから [第 1 の 5 (11)]、分会の結成後に至り、A 1 の過去の事故歴を改めて再度取り上げ、解雇を通告するまでの必要性が存したかについては疑問の余地がある。

オ また A 1 は、平成 2 年 6 月 23 日、会社に「土木工事でも仕事がしたいのでお願いします。」との申入書を提出しているが、これは A 1 が B 1 社長の組合との間の確認書に反する解雇通告を受け、失職を恐れて雇用の継続を求め、土木へ行くなら解雇を取り消すと言われてやむなく提出したものと認められるから [第 1 の 5 (6) ないし(9)]、A 1 の真情に出たものとは認め難い。

カ 以上の事実に加えて、会社の A 1 に対する通告が、解雇、撤回、解雇、職種変更と一貫性を欠くこと、ミキサー車運転手から土木作業員への職種変更が、第 2 の 2 (2) エで判断したとおり、A 1 にとり不利益であることを併せ考えると、平成 2 年 6 月 25 日、B 1 社長が A 1 に対してなしたミキサー車運転手から土木作業員への職種変更は、分会の存在を嫌悪する社長が、分会員である A 1 に対してなした不利益取扱いであり、また組合に打撃を与えようとした支配介介入行為であると判断される。

4 A 5 の土木作業への従事について

(1) 当事者の主張

組合は、会社が A 5 を平成 2 年 7 月 6 日から 7 月 17 日まで土木作業に従事させたことは、同人に対する不利益取扱いであると同時に、組合に対する支配介入であると主張する。

会社はこれに対し、当時土木の人手が足らなかったため、入社歴の浅い A 5 に一時的に土木作業に従事させたに過ぎないと主張する。

(2) 当委員会の判断

当時会社の土木部門で、真実人手不足が生じていたことについての十分な疎明がない上、土木作業を命じた時期も、分会結成後間もなくのころで、6 月 16 日の A 3 の解雇、6 月 19 日の A 4 の職種変更、6 月 25 日の A 1 の職種変更とほぼ同時期であること、平成 2 年 6 月 25 日の A 5 の給料日に、それまで毎月 2 万円ずつ分割返済していた会社からの借入金の残額 14 万円を、一挙に差し引くような報復措置をしていること [第 1 の

6 (1)、(2)]、並びに土木作業への従事が第2の2(2)エで判断したとおりのA5にとり不利益であること等を総合すると、A5を土木作業に従事させたことにも合理的理由がなく、会社が分会の結成を嫌悪してなしたA5に対する不利益取扱いであり、また組合に打撃を与えようとした支配介入行為であると認められる。

5 救済方法について

(1) 以上のとおり、会社のなしたA3の解雇、A4とA1の職種変更、A5の土木作業への従事の指示は、いずれも組合員に対する不利益取扱いであり、かつ、組合に対する支配介入であると認められるが、不利益取扱いについては、A3、A5についてはその後回復措置が講じられ、A4については組合を脱退して会社を退職しているから、いずれも救済利益は消滅している。よってA1に対してのみ、主文第1項のとおり、ミキサー車運転手への復帰を命ずることとする。

(2) 次に、支配介入については、会社の行為により組合が打撃を受けた事実は現在も継続していると認められるので、会社に対して主文第2項のとおりに掲示を命ずることとする。

第3 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

平成3年9月27日

兵庫県地方労働委員会
会長 元原利文 ㊟